○経済産業省令第十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	第一条　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）	一～八　（略）
九　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
十～十五　（略）	九～十四　（略）
十六　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
十七　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
十八・十九　（略）	十五・十六　（略）
二十　ピペリジン―四―オン及びその塩類	（新設）
二十一～二十三　（略）	十七～十九　（略）

二十四　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
二十五　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
二十六　（略）	二十　（略）
二十七　一―メチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
二十八　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）

二十九　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
三十～三十四　（略）	二十一～二十五　（略）
第二条　（略）	第二条　（略）

附　則

この省令は、令和七年三月十七日から施行する。

経 済 産 業 省

２０２５０２１０貿局第２号
輸出注意事項２０２５第５号
経済産業省貿易経済安全保障局

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成２２年３月１５日付け輸出注意事項２２第１６号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和７年３月３日

経済産業省貿易経済安全保障局長　福永　哲郎

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」等の一部改正について

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成２２年３月１５日付け輸出注意事項２２第１６号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規程は、令和７年３月１７日から施行する。ただし、別紙１の３（１）及び別紙２の２（５）に係る改正規定は、公布の日から施行する。

（別紙１）

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成２２年３月１５日付け輸出注意事項２２第１６号）

改　正　後	現　　　行
１・２　　（略）	１・２　　（略）
３　輸出承認の申請	３　輸出承認の申請
（１）輸出承認申請書の提出先	（１）輸出承認申請書の提出先
輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書２通を提出するものとする。	輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書２通を提出するものとする。
（２）　　（略）	（２）　　（略）
４・５　　（略）	４・５　　（略）
別紙第１	別紙第１
１～８　　（略）	１～８　　（略）
９　エチル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
１０～１４　　（略）	９～１３　　（略）
１５　１，１―ジメチルエチル＝４―アニリノピペリジン―１―カルボキシラート及びその塩類	１４　１・１―ジメチルエチル＝４―アニリノピペリジン―１―カルボキシラート及びその塩類
１６　１，１―ジメチルエチル＝ピペリジン―４―オン―１―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
１７　１，１―ジメチルエチル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
１８・１９　　（略）	１５・１６　　（略）
２０　ピペリジン―４―オン及びその塩類	（新設）
２１～２３　　（略）	１７～１９　　（略）

２４　ブチル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
２５　プロピル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
２６　（略）	２０　（略）
２７　１―メチルエチル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
２８　１―メチルプロピル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
２９　２―メチルプロピル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
３０　メチル＝２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類	２１　メチル＝２―メチル―３―（３・４―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―２―カルボキシラート及びその塩類
３１　２―メチル―３―（３，４―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―２―カルボン酸及びその塩類	２２　２―メチル―３―（３・４―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―２―カルボン酸及びその塩類
３２　３，４－メチレンジオキシフェニル－２－プロパノン	２３　３・４－メチレンジオキシフェニル－２－プロパノン
３３・３４　（略）	２４・２５　（略）

（別紙２）

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成２６年３月１４日付け輸出注意事項２６第６号）

改　正　後	現　　　行
１　（略）	１　（略）
２　一般包括輸出承認	２　一般包括輸出承認
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）一般包括輸出承認の申請窓口	（５）一般包括輸出承認の申請窓口
一般包括輸出承認の申請は、経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課（以下「貿易審査課」という。）に行わなければならない。	一般包括輸出承認の申請は、経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課（以下「貿易審査課」という。）に行わなければならない。
（６）～（９）　（略）	（６）～（９）　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）
別紙１	別紙１
（１）包括輸出承認に係る仕向地	（１）包括輸出承認に係る仕向地
①　甲地域	①　甲地域
アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、ＥＵ、フィジー、	アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、ＥＵ、フィジー、

フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ ②　（略） （２）　（略） 別紙２　（略）	フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ ②　（略） （２）　（略） 別紙２　（略）

様式１ａ～様式ａの２　　（略）	様式１ａ～様式ａの２　　（略）

「輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（案）」等の
一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和７年３月３日
経　済　産　業　省
貿　易　管　理　課

「輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（案）」等の一部改正案に対する意見募集について、令和６年１２月６日から令和７年１月１０日まで意見公募手続を実施しました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	昨今、中国などからの模倣品や不正薬物の流入が世界的に問題視されており、各国の税関が目を光らせているところであるが、模倣品に関してはすでに一部が日本を経由してアメリカなどに流入し、問題となっている。日本の税関は、輸入に関しては日本の税金に関わるため多少の検査はするが、輸出に関しての検査はザルである。悪質な事業者が申告内容を偽るなどして対象の化学物質の輸出を試みる場合、果たして税関で検知できるのであろうか？また、仮に検知できたとして、その事業者が「承認が必要だったと知らなかった」と言った場合、罰金や拘束刑もなく、解放してしまうのではないだろうか？正直者だけがバカを見る制度にならないか心配している。	ご意見ありがとうございます。今後も、条約その他の国際的な合意等を我が国として履行するため、適切な輸出管理に努めてまいります。なお、外国為替及び外国貿易法に違反した者に対しては、罰則や行政制裁の対象となることがあります。

※なお、上記ご意見の他、意見募集要領、省令案、通達案のＰＤＦの読み込みの際にエラーが発生しておりましたが、意見募集手続きを開始した令和６年１２月６日午前１１時３０分頃、当該事象は解消いたしました。